

政令第 号

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十一条第十九項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「都市計画法施行令第八条第二項各号に掲げる土地の」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 都市計画法施行令第八条第二項各号に掲げる土地の区域
- 二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項に規定する地すべり防止区域（同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事の施行その他の同条第一項に規定する地すべりを防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。）
- 三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域（同法第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の同条第

一項に規定する急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。）

四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第

九条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域

附 則

この政令は、令和三年十月一日から施行する。

理由

居住誘導区域を定めない区域として、地すべり防止区域等を追加する必要があるからである。